

平成 21 年 2 月 16 日

各 位

会 社 名 株式会社電算システム
代表者名 代表取締役社長 宮地 正直
(コード番号 3 6 3 0 東証二部・名証二部)
問合せ先 常務取締役 町田 孝道
(TEL . 03 - 3206 - 1860)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 21 年 2 月 16 日開催の取締役会において、平成 21 年 3 月 27 日に開催予定の第 42 回定時株主総会に、「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1 . 変更の理由

(1) 「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成 16 年法律第 88 号)が平成 21 年 1 月 5 日に施行され、上場株式は一斉に振替株式に変更されたこと(いわゆる「株券の電子化」をいいます。)から、これに対応するために、株券の存在を前提とした規定の削除及びその他所要の変更を行うものであります。

また、本変更に係る経過的な措置を定めるため附則を設けるものです(変更案附則第 1 条及び第 2 条)。

(2) 会社法第 165 条第 2 項の規定により、定款の定めに基づいて取締役会決議による自己の株式の取得が認められているので、機動的な資本政策を遂行できるように、定款第 7 条に自己の株式の取得の規定を新設するものであります。

(3) 社外取締役として有能な人材の招聘を容易にし、その期待される役割を十分に発揮できるように、社外取締役との間に責任限定契約を締結することを可能とする旨の規定を新設するものであります。

なお、社外取締役との間の責任限定契約に関する定款規定の新設につきましては、各監査役の同意を得ております。

(4) また、上記の条文の新設に伴い必要となる条数の繰り下げを行うものであります。

2 . 変更の内容

変更の内容は、別紙の「定款変更の内容」のとおりであります。

3 . 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成 21 年 3 月 27 日(金) (予定)
定款変更の効力発生日	平成 21 年 3 月 27 日(金) (予定)

以 上

(別紙)

定款変更の内容

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総 則 第1条～第5条 (条文省略)	第1章 総 則 第1条～第5条 (現行どおり)
第2章 株 式 第6条 (条文省略)	第2章 株 式 第6条 (現行どおり)
(株券の発行) 第7条 当社は、株式に係る株券を発行する。 (新 設)	(削 除)
(単元株式数及び単元未満株券の不発行) 第8条 当社の単元株式数は、100株とする。 2 当社は、第7条の規定にかかわらず、単元株式数に満たない数の株式(以下「単元未満株式」という。)に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りでない。	(自己の株式の取得) 第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。 (単元株式数) 第8条 当社の単元株式数は、100株とする。 (削 除)
第9条 (条文省略)	第9条 (現行どおり)
(株主名簿管理人) 第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。 3 当社の株主名簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿の作成並びにこれらの備え置きその他の株主名簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取り扱わない。	(株主名簿管理人) 第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。 3 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びにこれらの備え置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取り扱わない。
第11条～第28条 (条文省略)	第11条～第28条 (現行どおり)
(新 設)	(取締役の責任免除) 第29条 当社は、社外取締役との間に、その責任について5百万円以上で予め定める額又は法令の定める額のいずれか高い額を限度とする契約(会社法第427条第1項の規定に基づく契約)を締結することができる。
第29条～第44条 (条文省略)	第30条～第45条 (現行どおり)
附則： 第5条(公告方法)の変更は、平成20年4月1日から実施する。なお、本附則は、第5条の変更の効力発生後削除されるものとする。 (新 設)	附則： (削 除)
(新 設)	第1条 当社の株券喪失登録簿の作成及び備え置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取り扱わない。
(新 設)	第2条 前条及び本条は、平成22年1月5日まで有効とし、平成22年1月6日をもって前条及び本条を削除する。